



環境リスクPress

2019年7月発行／VOL.22

アスベスト関連ニュース

2019年6月

アスベスト全件報告義務 法改正へ

環境省は、住宅やビルを解体・改修する際、アスベストの有無を事前に調査し、都道府県に報告することを工事の実施者側に義務付ける方針を固めた。全ての建物が対象となる。大気汚染防止法の改正を検討し、2021年春の施行を目指す。

新たな仕組みでは、解体・改修する建物は全て事前に調査を行い、アスベストの有無を自治体に報告する方針となる。アスベストを含む民間の建物は全国280万棟を超え、環境省では数十万～100万件/年の報告が義務化されていくとみている。報告主は施工業者や発注業者となる見通しで、報告を受けた自治体は、解体・改修現場に立入検査を実施し、アスベストの飛散防止などの適切な対策がとられているかどうかを確認できる。

アスベスト調査ミスながら旧市庁舎解体工事強行(大阪府守口市)

大阪府守口市。旧庁舎解体のアスベスト対策について、多数の調査ミスや違法工事が疑われる解体作業が疑われている。同庁舎の再開発に伴い、2018年6月に解体工事業者に発注をしたが、現場看板に虚偽記載、調査分析の不備が発覚していた。さらに2018年12月の説明会前日にアスベストを含有する成形板などの除去を開始していたにも関わらず、これから着手するように説明しており、その際の作業が条例違反との疑惑(業者は否定)を受けるなど、様々な問題が明らかになり、同12月10日以降工事が停止したままとなっている。その後、住民説明会が開催されているが、吹き付けアスベストの取り残しを事前調査で見逃していた他、多数の調査ミスが発覚している

アスベスト関連ニュース

2019年5月

空き家マンションのアスベスト飛散問題を県が費用負担か？

野洲市にある空き家マンションが老朽化しアスベスト飛散の危険性がある問題で、野洲市は行政代執行で解体を行った場合、回収できなかった費用を滋賀県に請求する方針を打ち出した。

問題となっているのは、築47年の3階建ての分譲マンション「美和コーポB」。野洲市によると、10年程前より9戸全てに誰も住んでおらず、去年6月の地震で壁が崩れ落ち、昨年6月の大阪府北部地震で県道に面した南側の壁は全て崩れ落ち、鉄骨や部屋の中がむき出しの状態になった。3階廊下の柵や2階天井が崩落し、階段も腐食が進んだ様子が分かる。がれきが積み重なる場所から約3メートルの所には歩道があり、県道は乗用車やトラックが頻繁に通っている。

建築部材であるアスベストが飛散する可能性もあり、野洲市では所有者らに自主解体を求めています。所有者の中でも意見がまとまらず、現在も放置されたままとなっている。野洲市では、今年11月にも行政代執行で解体に取り掛かる予定であるが、山仲市長はこのほど、およそ5000万円の解体費用が所有者から全てを回収できなかった場合、足りない分を滋賀県に請求する方針とした。

滋賀県が2010年、アスベスト飛散防止の措置を取るよう所有者に勧告を出しながら、その後に対策をしていなかったとして、3月26日、三日月知事から市長に対し、費用補助を行う内容の電話があったという。

一方、滋賀県建築指導室の木口裕次郎係長は「費用負担に関してまだ具体的な話は受けていない」と話している。

参照:5/11(土) BBCびわ湖放送

過去の環境リスクPressはこちらから

環境リスク.COM

<http://www.kankyorisk.com>